

尾張旭市職員の公金詐取に係る再発防止等検証会議開催要綱

(目的)

第1条 令和5年1月に発覚した尾張旭市職員の公金詐取事案（以下「本件事案」という。）について、その事実関係、原因及び再発防止に関する検証を行うため、尾張旭市職員の公金詐取に係る再発防止等検証会議（以下「会議」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本件事案に係る事実関係及び原因について検証すること。
- (2) 再発防止に向けた業務改善等を検証すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(会議の構成員)

第3条 会議は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市職員
- (3) その他市長が必要と認めた者

(会長)

第4条 会議には、会長を置き、構成員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故等があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する構成員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、市長の依頼により開催する。

- 2 会議は、構成員の半数以上が出席しなければ開催することができない。

(オブザーバー)

第6条 会議にはオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、会議の求めに応じて出席し、意見を述べるができる。

(意見聴取)

第7条 会議は、必要があるときは、会議の構成員以外の者から意見を聴取することができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、企画部人事課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長

が会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月10日から施行する。